

平成25年 9月20日

教職員の処分に係る市教育委員会教育長のコメントについて

宮城県教育委員会から、本日9月20日、本市所管学校の職員に係る処分が発表されました。

今回の事案は極めて遺憾であると認識しており、教育長のコメントを下記のとおり発するものです。

記

登米市教育委員会教育長コメント

この度の懲戒処分「免職」を重く受け止め、今後このようなことのないよう、不祥事の再発防止のために全力を傾注してまいります。

登米市教育委員会においては、これまでも服務規律の遵守、信用を失墜することのないよう、市立学校長会議や市立教頭会議の度に、再三にわたって指示し、全教職員に対し指導してきたにもかかわらず、本市立学校の教職員が不祥事を引き起こしたことは、学校・教職員に信頼を寄せている市民に対して大変申し訳ないことだと思っております。

教諭大内英敏の行為は、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であることはもとより、本市学校教育への信用を大きく失墜させるものであります。

今後、市教育委員会としては、信頼・信用の回復に向け、次のとおり再発防止策を実施してまいります。

- (1) 本不祥事の重大性に鑑み、臨時の校長会議を開催し、教職員の服務規律の遵守徹底と信用を失墜することのないように、改めて指示しました。
- (2) 不祥事根絶の具体的な取組として、市内各学校の職員へ、次のことを指示します。
 - ① 臨時の職員会議等において、教育公務員としての服務規律遵守について再確認するとともに指導を徹底すること。
 - ② 「不祥事発生防止に向けて」を活用した指導を通し、「不祥事根絶のための決意表明書」を作成するなど、規範意識の高揚を図ること。
- (3) 市教委主催の職務にかかる倫理の保持と服務規律の遵守に関する研修会を計画的に実施いたします。

さらに、この度の不祥事が、児童・保護者等に与える影響の大きさを考え、当該学校において次のことに取り組みます。

- (1) 臨時保護者説明会を開催し、不祥事の概要と今後の学校の対応について説明し、一日も早く平常を取り戻すために保護者の理解と協力をお願いします。
- (2) 児童の心のケアに対応するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、学校行事や学級会活動を工夫し、明るい雰囲気づくりに取り組みます。
- (3) 保護者の皆様にも、家庭での見守りや対話をとおして、子どもたちの変化を見逃さず、早期に対応していくように協力を依頼します。

平成25年9月20日

登米市教育委員会 教育長 片倉 敏 明

[問い合わせ]

教育委員会学校教育課

担当：学校教育管理監 小野寺

学校教育課長 大柳

TEL 0220-34-2311 内線 2401